主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月一七日

最高裁判所一第一小法廷

裁判長	長裁判官	黨	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	岩	松	Ξ		郎